

区のお知らせ

昭和51年 9月26日

足立区国民年金課

☎882-1111

国民年金特集号

老後にゆとりを

■生活設計は国民年金で■

今年も年金額が大巾に

引上げられました



拠出年金のごあんない

国民年金にはいれる人

●必ずはいらなければならない人 (強制加入)

自営業者、およびその家族の方など他の公的年金(厚生年金、共済組合等)に加入していない方

老齢年金を受けるためには、60歳になるまでに最低25年間(生年月日によって別記「老齢年金受給資格期間表」のとおり10年から24年に短縮されます)納付することが必要です。

●希望ではいれる人 (任意加入)

サラリーマンの奥さんや仲間部の学生、公的年金制度の受給権者とその配偶者などで20歳から59歳までの方。

※いずれの場合も加入の手続きは区役所国民年金課又は出張所へどうぞ。

お問い合わせは区役所国民年金課適用係まで。

●将来「より多くの」年金を受けるためには

附加(加算)年金に

より高い年金を受けたいと希望される方は定額保険料(1ヵ月1,400円、52年4月から2,200円)に400円上積みしますと割増の年金が受けられます。

ご希望の方は、印鑑と国民年金手帳をご用意のうえ国民年金課又は近くの出張所へ申し出て下さい。

ただし保険料の免除者は除かれます。受けられる年金額は附加保険料を納めた月数に200円をかけた金額です。

(例) 25年間納めたとき
一般分 1,300円×300月=390,000円
附加分 200円×300月=60,000円
合計 =450,000円

●国民年金の特色

△保険料は、所得控除(社会保険料)の対象となります。

△いろいろの年金制度は通算されます。

●サラリーマンの奥さんも国民年金へ加入を

奥さんは国民年金、ご主人は厚生年金などと、ご夫婦が豊かな老後をすごせるよう、今からでも国民年金に加入してご自分も年金を受けられるようにしてはいかがでしょうか。

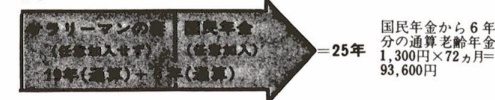
サラリーマンの奥さん(20歳以上59歳未満)は、ご主人が厚生年金などに加入しているため国民年金は任意加入となり1年以上加入するだけで老齢(通算)年金がうけられます。

ただし、年金の受給資格期間をみる場合、サラリーマンの配偶者であった期間(ご主人の厚生年金などの加入期間)と国民年金の加入期間とを合せて、60歳までに25年以上、(年齢により別記「老齢年金受給資格期間表」のとおり10年から24年に短縮)となることが必要です。

保険料は、1ヵ月1,400円(52年4月から2,200円)で、年金額は実際に保険料を納めた月数で計算されます。

なお、加入の手続きはご主人の厚生年金被保険者証または、年金手帳と印鑑をご用意のうえ、お近くの出張所か国民年金課へ申し出てください。

(例)



※生年月日によって老齢年金受給資格期間表のとおり短縮されます。

老 齢 年 金 通 算 老 齢 年 金 障 害 年 金 母 子 年 金 遺 児 年 金 死 亡 一 時 金

◎ 国民年金に加入しますと老齢年金だけでなく、下の表のようにいろいろの場合に年金が受けられます。

また、年金額は経済社会情勢の変動に対応させるため、今年も大巾に引き上げられました。

●拠出年金の種類と年金額

(昭和51年9月から実施)

年金の種類	受けられるとき	対 象	年 金 額			
			改 正 前		改 正 後	
			年 額	月 額	年 額	月 額
老 齢 年 金	保険料を納める期間は、60歳になるまで、25年以上必要です。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、左の表のとおり24年から10年まで短縮されます。65歳から一生	10年	212,250円	17,687円	246,000円	20,500円
		25年	339,600円	28,300円	390,000円	32,500円
		40年	543,360円	45,280円	624,000円	52,000円
		5年	156,000円	13,000円	180,000円	15,000円
通 算 老 齢 年 金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたか65歳になったとき。	10年 年 金 一 般	国民年金納付月数×1,200円×1.415 国民年金納付月数×800円×1.415		国民年金納付月数×1,950 国民年金納付月数×1,300	
障 害 年 金	病気やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上(以下納付要件同じ)	障 害 程 度				
		2 級 1 級	339,600円 424,500円	28,300円 35,375円	396,000円 495,000円	33,000円 41,250円
母 子 年 金	夫と死別し、18歳未満の子といっしょに生活している母。	子 1 人	339,600円	28,300円	396,000円	33,000円
準 母 子 年 金	孫または、弟妹のいる祖母または姉(年齢は上と同じ)	子 2 人	9,600円 加算	800円	24,000円 加算	2,000円
		子 3 人	1人につき		1人につき	
遺 児 年 金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。	以 上	4,800円加算	400円	4,800円加算	400円
か 婦 年 金	老齢年金を受取る資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき10年以上つれそった60歳から65歳未満の妻。	老 齢 年 金 (800円×(納付月数+免除月数÷12)×1.415の半額)			老 齢 年 金 (1,300×(納付月数+免除月数÷12)の半額)	
死 亡 一 時 金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。	3年以上15年未満	17,000円		3年以上20年未満23,000円、20年以上28,000円から52,000円附加年金加入のときは8,500円加算	
		15年以上	21,000円から52,000円			
附 加 年 金 (加算年金) 加入したかた			附加年金納付月数×200円(年額)		附加年金納付月数×200円(年額)	

年金で

しあわせな

老後を



現在、公の年金制度は、国民年金、厚生年金、共済組合などに大別され、だれでもそのどれかの年金に加入することになっております。

どの年金に加入するかは、職業により異なっております。職業が変わったため、一つの年金だけでは一定の年数にたりない方のために、それぞれの年金の期間を合せて(別記「老齢年金受給資格期間表」参照)の年数になれば年金を支給するのが通算年金制度です。

将来年金を受けるためには、国民年金と通算のときは25年以上、厚生年金などでは20年以上、加入していることが必要です。

この年数をみれば、厚生年金などの分は60歳から、国民年金の分は65歳からそれぞれの期間に応じた年金が支給されます。

ただし、厚生年金の脱退手当金を受けた期間は通算されません。

年金額が引き上げられたことによって保険料も段階的に引き上げられることになっており、昭和52年4月分から次のように改定されます。

保険料の種類	理行月額	改定月額
通常保険料	1,400円	2,200円

※附加年金保険料(月額400円)は現行どおりです。

保険料を納める方法

区役所からあらかじめ皆様へ、金額や納める期限などが書いてある納付書をお送りします。これにより期限内のご都合のよいときに納めていただきます。

この納付書で納めるところは、都内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店、都内の各郵便局、区内の農協、足立区役所と第二庁舎内にある派出所となっております。つまり、どこの銀行、郵便局という指定はなく、お仕事やお住いの近くで納められます。

納入後の領収証書は、お手数でもあなたの年金手帳といっしょに保管して下さい。

保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

- 取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協。(郵便局は除く)
- 振替のできる預金口座…普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限りです。
- ご家族の預金口座からも振替られます。手続きは、
- あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと

- ①あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。
 - ②万一、事故にあったときなど、せっかくの年金が受けられず、思わぬ損をすることがあります。
- このようなことから、ぜひ納期限をお守りください。

経済的事情などで、保険料を納めることが困難なときは、免除制度をご利用ください。

また、生活保護法による生活扶助、障害年金を受けているかたは、その受給を受けたときにさかのぼって保険料の納付が免除になります。

免除になれば、その期間の年金額支給は寺になりますが、年金を受ける権利は確保されます。

経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったときは過去の免除された期間のうち10年以内のものに限ってその当時の保険料で納めることができます。

この場合上記の減額は行われません。

満60歳をすぎて加入期間が終了、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳(最近1年以内の保険料領収書添付)銀行、信用金庫振込希望の方は本人名義の預金通帳をご用意のうえ区役所国民年金課へおいで下さい。なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、下の表のように減額した年金の請求もできます。

ただし、減額された率が終身かわりません。

65歳前に支給を希望した場合の減額率

60歳以上61歳未満	42%
61 " 62 "	35%
62 " 63 "	28%
63 " 64 "	20%
64 " 65 "	11%

なお、66歳以降に支給を希望(65歳前に申出が必要)することもでき、この場合は年齢によって年金額が多くなります。

福祉年金のごあんない

今年も福祉年金の額が上げられました

- ◎ 国民年金は、かけ金を納めて受ける提出年金が基本となりますが、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金があります。

○福祉年金の種類

年金の種類	受けられるかた	年金額	
		年額	月額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生れたかたが、70歳になったとき	162,000円	13,500円
障害福祉年金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1~2級)に該当したかたなど	1級	243,500円
		2級	162,000
母子福祉年金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し16歳未満の子か、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母	子1人のとき	211,200円
		子2人以上のとき	第2子24,000円加算
		第3子から1人につき	4,800円加算
準母子福祉年金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など	400円	

(注) 年金額は昭和51年10月分からの改正額



- ※ すでに老齢年金(提出制)を受けている方は70歳になっても老齢福祉年金は受けられません。通算老齢年金を受給している方は70歳になったときに老齢福祉年金を受ける資格はありますが両方の年金を受けることはできませんのでどちらか一方有利なほうを選択受給することになります。

- ◎ 福祉年金は、かけ金なしで、国が費用を全額負担するので、つぎのような所得による支給制限と公的年金受給による支給制限があります。したがって、受給権者本人、配偶者、扶養義務者のうち、だれかが限度額以上の所得があった場合は支給が停止されます。所得制限にかからない場合でも、受給権者が現に公的年金を受けているときは、その年金の種類により、つぎの限度で支給が停止されます。

(注) ここに扶養義務者とは、受給権者と同居している子供達のうち、生計維持の中心者のことです。

○老齢福祉年金の請求手続きに必要なもの

1	世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2	印鑑	実印でなくても結構です。
3	公的年金証書	公的年金を受けている人だけが必要です。※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明書は、区役所国民年金課・各出張所にあります。

○公的年金受給による支給制限

普通恩給・厚生年金等	年額28万円以上の場合、支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合、支給停止

○所得による支給制限(昭和50年中の所得金額)

扶養人数	老齢障害の本人	母子(母子)の本人	配偶者扶養義務者
0人	700,000円	1,742,000円	5,813,000円
1人	920,000円	2,002,000円	6,062,000円
2人	1,180,000円	2,262,000円	6,275,000円
3人	1,440,000円	2,522,000円	6,488,000円
4人	1,700,000円	2,782,000円	6,701,000円
5人	1,960,000円	3,042,000円	6,914,000円

以上1人増すごとに老・障・母・本人は260,000円加算
配・扶は213,000円加算

所得とは 給与所得の場合 (収入金額) - (給与所得控除額)
その他の所得の場合 (総収入金額) - (必要経費)

○未支給年金の支給

年金受給権者が死亡した場合、死亡した月までの年金に未払いがあったとき、同一世帯の遺族の申請により、未支給年金が1回に限り支給されます。

お問合せはお気軽に
足立区役所 国民年金課 ☎(882) 1111代

加入・やめるとは…388
かけ金とは…398
年金をうけることは…392
その他知りたいことは…385